

時、一〇七一号三三二頁は、「Y₁」は『密告』の著作者として、本件文章により、なんら根拠のない憶測に基づきAを特高のスパイであると断定し、しかも、実録小説という形式をとったことにより、読者に右虚偽の事実を真実と思い込ませて、Aの名譽とその子であるX₂の名譽……を侵害した……と判示している。

(6) なお、法人の名譽毀損に関する、信用と名譽とを区別して違法性判断に関して異なるたつた考慮をすべきであるとの見解があり(安次富哲雄「判批」判評四四四四号一九一頁)、検討の必要があるが、本稿ではこの点には触れない。なお、本稿では、判例・通説に従って、信用は名譽に包含されると解する。

(7) このほか、本判決は、X₂の社会的評価の低下を認定するにあたって「Y₁ならにおいても、……X₁の社会的評価の低下は……X₂の社会的信用の低下をもたらすことを十分に認識していた」ということを挙げているが、この認識とX₂の社会的信用の低下を認めることとは直接には関係のないことであり、この判示をどのように理解すべきか、たとえば、この認識をもつてY₁が不法行為責任を負うべき場合を限定しようとするものであると理解すべきなど、問題はあるが、本稿では触れない。

(8) 最判昭和三八年四月一六日民集一七卷三号四七六頁参照。なお、以上とは逆に、直接にはAを非難しているような表現であっても、その表現が実際に対象としているのはBと解すべきであるいう理由で、つまり、表現の向けられている対象が違うという理由で社会的評価の低下を否定する裁判例も見受けられる(広島地判昭和三七年一月二七日判時二九五五号二〇頁、東京地判昭和五一年三月二二日判時八三六号六九頁、東京地判平成八年一月二九日判時九一五号一九〇頁など)。

(9) なお、この場合の会社を間接被害者として処理しようとする見解として、長谷川隆「判批」判評四四九号一九四頁がある。そこでは、次のように論じられている。「B「C会社の代表取締役」への言辞の中にCを誹謗する表現が全くない場合……」「Bへの誹謗的言辞によつて」Cが被るのが、その社会的評価の低落という長書だといつてあるためには、「Bがその代表者であるところのCの存在」が社会的一般範囲に知られる、ないし、知られていることが必要である。

右のフレーズを含めて各フレーズとの同一性が認められるとはいえないから、それらのフレーズによって構成されている乙曲のメロディーと甲曲のメロディーの間に全体としての同一性を認めることはできない」と判示した。和声については、「両曲は、和声において、基本的な伴組みを同じくする楽曲であると認められる」としながらも、「具体的には、甲曲の和声が三種類のみからなつておらず、和声自体の変化を抑えた比較的単純な構成となつていて、これを対して、乙曲の和声は、多様な短音を多數配している点に特徴があり、同一和声に調和するメロディーの中でも敢えて細かく和声を変化させて流れを作り出しているといつては、アグリセントが異なるので、聴き手が曲から受ける感じが異なるものと認められる」と判示し、結論として、「両曲は、対比する上で最も重要な要素であるメロディーにおいて、同一性が認められるものではなく、和声について、基本的な伴組みを同じくすることはいえるものの、具体的な個々の和声は異なつておらず、拍子についても、その余の点についても異なるものと認められないから、乙曲が甲曲と同一性があることは認められないから、乙曲が甲曲を複製したものといふことはできない」として、X₁らの請求を棄却し、Y₁の請求を認容した。

以上のような一審判決に対して、X₁とX₂が控訴したが、X₂は本控訴に際し、編曲権侵害の主張を追加し、複製権侵害の主張を撤回した。控訴審は以下のよう�述べ、原判決を一部変更した。なお、Y₁は控訴審判決に対して上告したが、平成一五年三月一一日付にて棄却されている。

【判旨】一 編曲の意義について

「著作権法は、楽曲の「編曲」同法二条一項二一号、二七条にについて、特に定義を設けていないが(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約二条③)、一二二条も同じ)、同法上の位置付けを共通にする言語の著作物の「翻案」が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情

(10) ここで取り上げる裁判例は、本件事例とは異なり、会社に向けてなされた名譽毀損的表現が会社代表者への名譽毀損を成立させるか、あるいは、会社が両者への名譽毀損を成立させるかという形で争われたものである。しかし、争いの形式の相違はここでの疑問を考えるうえでは支障ないと考えられる。

(11) 長谷川・前掲一九二頁は次のように論じている。「個人会社の場合……代表者の個人の名譽と会社の名譽とは、後者が前者に包含される形で重なり合う……。というのは、個人会社の名譽は、代表者の名譽のうちの専ら取引的・経済的側面と信用と一致するほど捉えられるからである。……そして、このようない理解に誤りがないとすれば、取引的な側面の名譽侵害の事案に関しては、少なくとも、代表者と会社双方について名譽毀損に基づく賠償請求を肯定することは、二重の救済を与えることとなり、妥当でないといえよう。」

(12) なお、森某章「法人・集団の人格権」『現代損害賠償法講座』二一一九頁は、次のように論じている。「法人の名聲・評判・信用は、法人自身に帰属するものであつて、理事や構成員(株主)の個人的名聲や評判によるものではないから、個人企業の形態をとる法人のようない場合を除いては、理事・株主に対する名譽毀損は、ただちに法人の名譽毀損を成立させしめるものではない。そもそも、法人の役員等の個人に対する誹謗が、直接法人の業務執行方法に対する誹謗となる場合には、法人に対する名譽毀損を認め難い。また、役員等の個人に対する誹謗によつて、法人たる会社が営業不振に陥つたような場合には……、法人は、役員個人に対する名譽毀損によりて営業不振に陥つた因果關係が立証されるかぎり、名譽毀損による損害を請求しうるであろう。」

(13) なお、本件の控訴審ではX₂への名譽毀損は否認されたようである(樺山正法「黒川紀章および鈴木黒川紀章建築設計事務所名譽毀損損害賠償等請求事件(東京地判13・10・22および東京高判平14・7・18における事実・証拠収集)」判時一〇九八号三六頁参照)。

左の表現を創意的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう(最高裁平成一三年六月二八日第一小法廷判決・民集五五卷四号八三七頁)に準じて、「編曲」とは、既存の著作物である楽曲(以下「原曲」という)に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創意的に表現することにより、これに接する者が原曲の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいうものと解するのが相当である。」

二 表現上の本質的な特徴の同一性について

一般に、旋律を有する通常の楽曲において、編曲の成否の判断要素の主要な地位を占めるのは旋律であると解されること、これを甲曲の楽曲としての本質的な特徴といふ観点から具体的に見て、その表現上の本質的な特徴が、主として旋律の全般的な構成にあることは上記のとおりであるが、甲曲は和声等を含む総合的な要素から成り立つ楽曲であるから、最終的には、これらの要素を含めた総合的な判断が必要となるといつてある。」

「乙曲は、その一部に甲曲にはない新たな創意的な表現を含むものではあるが、旋律の相当部分は実質的に同一といひ得るものである上、旋律全体の組立てに係る構成においても類似しており、旋律の相違部分や和声その他の諸要素を総合的に検討しても、甲曲の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているものであつて、乙曲に接する者が甲曲の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるものといつべきである。」

三 依拠性について

「甲曲は、昭和四〇年代から乙曲の作曲された当時(平成四年)にかけての時代を我が国で生活した大多数の者によく知られた著名な楽曲であつて、甲曲と乙曲の

三三 音楽の著作物における編曲権の侵害の成否

講師 桜美林大学 安藤和宏

〔各損害賠償請求本訴、著作権確認請求反訴控訴事件東京高裁平一二年一月一五・一六号、平14・九・九・九事時報一七九四号三頁民一三部判決一部変更(上告棄却)、判例6〕

【事案】 X₁(原告・控訴人)は、昭和四年にプリヂストンのテレビコマーシャルソングとして歌曲「どこまでも行こう」(甲曲)を作詞・作曲し、甲曲は、同社のCMで長年にわたり放送され、その後、レコードとして発売されたり、多くの小中学校の音楽教科書に採用される等して、日本において著名な曲となつた。昭和四二年一月、X₁は甲曲の著作権をX₂(原告・控訴人)に譲渡し、X₂は社団法人日本音楽著作権協会(JA S R A C)に同権利を信託的に移転したが、編曲権はX₂に留保された。一方、Y(被告・被控訴人)は平成四年、フジテレビ系列局で放送されていたテレビ番組「あつぱれさんま大先生」のエンディング・テーマ曲の作曲依頼を受け、訴外Aが作詞した歌詞に曲をつけ、歌曲「記念曲」(乙曲)として完成したが、同曲の編曲は訴外Bによって行われていた。乙曲は平成四年一二月にCDとして発売され、その後、同番組のエンディング・テーマとして放送された。X₁らは、Yの作曲した乙曲は甲曲を複製したものであると主張して、X₂において氏名表示権および同一性保持権侵權による損害賠償を求める本訴を提訴したが、他方、YはX₁に対し、乙曲は甲曲とは別の楽曲であると主張して、乙曲について著作者人格権を有することの確認を求める反訴請求を起とした。

一審判決(東京地判平成一二年一月一八日、判時一七〇九号二二頁)は、両曲の対比において、第一に考慮すべきものはメロディーであるとした上で、具体的に甲曲を四部、乙曲を八部に分け、それぞれ対応するフレーズ毎に旋律の比較を行つた結果、一部に相当程度類似するフレーズが存在することは認められるが、

旋律の間には乙曲が甲曲に依拠したと考えるほかない的な説明ができないほどの上記のような顕著な類似性があるほか、被控訴人が乙曲の作曲以前に甲曲に接したであろう可能性が極めて高いことを示す客観的事情があり、これを否定すべき事情として被控訴人の主張するところはいずれも理由がなく、他に的確な反証もないことを併せ考えると、乙曲は、甲曲に依拠して作曲されたものと推認するのが相当である。」

(なお、項目立ては評議者による)

【評議】一 はじめに

本件は、マスコミでも大きく取り上げられ世間の注目を集めた訴訟であるが、本判決には、編曲の意義や編曲権侵害の判断基準、楽曲の分析手法といった法律的に重要な問題に対する判断が含まれており、その意義は大きい。また、本件のように楽曲の複製権侵害や翻案権侵害の成否が争われた裁判例は極めて少なく、その意味でも先例的価値を十分に持つものである。

控訴人側は一審において、複製権侵害の主張をしたが、本控訴に際し、編曲権侵權の主張を追加し、複製権侵權の主張を繰り回している。したがって、一審判決と本判決を単純に比較することは適当ではないが、同一性の判断基準(特に旋律の対比)については一審判決を取り上げてその問題点を検討する。さらに、著作権侵害において日本と同じく、依拠性と類似性をその要件とするアメリカの判例を適宜参照することにより、本判決を多角的に検討してみたい。

二 編曲の意義について

本事案は、X₁の創作した楽曲の旋律と和声に対して、Yが修正、増減、変更等を加えた行為が問題となつておらず。これは、Yの作曲した乙曲が訴外Bによつて編曲されていることからも明らかである。

編曲の一般的な意義は、「ある楽曲を他の楽器用に編みかえたり、他の演奏形式に適するように改編したりすること」(第五回)であるが、音楽業界においては、旋律と和声がついた楽曲に演奏のためのスコアを制作することも編曲(アレンジ)という。本件における甲曲・乙曲のようなポピュラー音楽の場合、作曲者は旋律と和声をつけた楽譜やそれを録音したテープ(最近では作曲者が単独でない場合アレンジをつけたもの)を編曲者に渡し、編曲者はそれを元に演奏形式(ギター、ドラムス、管弦樂器等)を考え、楽曲に合わせてそれぞれの楽器用にスコアを書いて、演奏方法を指定する。中には譜面を書けない作曲者もいるが、その場合は編曲者がその場で採譜したり、あるいは作曲者が自分の歌や演奏を吹き込んだテープを編曲者に渡すこととなるが、最近では音を指定すると自動的に譜面を作成するコンピュータ・ソフトウェアも販売されている(音楽家は非常に多い)。

本判決は、「一般用語ないし音楽用語としての「編曲」と著作権法上の「編曲」とでは、概念が必ずしも一致しない」として、著作権法上の編曲の意義について、「表現上の本質的な特徴の同一性」という判断基準を用いるべきとした。すなわち、既存の楽曲の旋律を一部変更し、和声を新たに付け直す行為を一般的には編曲と言わないが、著作権法上は、「新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の表現上の本質的な特徴を直接感得すること」ができれば、この行為を編曲と位置付けることとしたのである。これは最判平成二十三年六月二八日民集五五巻四号八二七頁「江差追分(北の波濤に唄う)事件」における言語の著作物の翻案の意義をそのまま編曲について転用したものである。

本判決が採用した翻案権侵害の判断基準はすでに多くの下級審(大阪地判昭和六〇年三月二九日判時一一四九号一四四頁「商業広告事件」京都地判平成七年一〇月一九日判時

月一五五号一二三二頁「アンコウ行灯事件」、東京地判平成二年二月一五日判時一六九号二四五頁「スイカ写真事件」、東京地判平成二年三七頁「犯獣のタクシード事件」等)が採用しており、上記記事において最高裁でも採用されるに至つたものである。

この翻案権侵害の判断基準は妥当なものだと考えるが、編曲の用語解釈については疑問が残る。X1は準備書面等において編曲権ではなく翻案権の用語を用いていることから、一般的な用語解釈に従い、Yの行為を編曲とは考えなかつたものと思われる。現行法の立法担当者も編曲とは、「音楽の著作物について、楽曲をアレンジして原曲に付加的価値を生み出すということ」(行・戸・著作権法新添条議議三)と定義しており、本判決が採用する用語解釈は、学説・判例いずれにおいてもこれまで見られなかつたものである。

しかし、この解釈はあまりに一般用語とかけ離れたものであり、適切ではない。音楽の一次的著作物を創する行為すべて編曲とする必要はないのだから、本件ではX1が当初主張したように、編曲権ではなく翻案権の用語を使用るべきであつただろう。もちろん、これは用語の問題であつて、判決の内容を左右することでは全くなき。

三 表現上の本質的な特徴の同一性について

1 楽曲の創作性

著作物は思想または感情を創作的に表現したものでなければならぬので(著法二条)、誰が創作しても同じ表現になるようなものやありふれた表現は創作性を欠き、著作権法の保護対象から外れることとなる(七年二月一成八日知的財産集二七巻四号七七頁「ラストメセージ出最終終事件」)。楽曲について言えば、ありふれたフレーズやリズムパターンは創作的な表現とはいえないことになる(六二四号二三〇頁「長良川鑑事件」)。但し、ありふれた表現と言つても、どこまでがありふれた表現であり、どこからがありふれていない表現なのか、事実には線引きが難しい。

音楽の世界では、旋律の同一性だけでなく、伴奏の同

一性もよく問題となる。ポピュラー音楽では、特に単音で構成されるギターのバッキングやベースのリフについて紛争になるケースが増えている。これらは一般的には和声や根音を基本に展開されるものであり、フレーズには高い創作性が認められない限り、保護の対象とすべきではない。さもなくとも、自由に編曲できる範囲が狭くなり、編曲者の創作活動に支障を来すことになりかねないからである。

著作物を微視的に分析すると、著作物の構成部分がありふれた表現になってしまおそれがある。したがって、著作物を分析する場合は、創作的な表現として認識できるかたまり以上の細分化は適当ではない。原則として、楽曲を一小節単位まで細分化することは微視的に過ぎると言えよう。

本件においては(同様)、甲曲をA~Dの四フレーズに、乙曲をE~Hの八フレーズに分けて分析しているが(別紙3)、各フレーズ(甲曲一小節分)は創作的な表現として認識できるものであり、分析単位としては適当であろう。

2 旋律の対比

(1) 本件では、甲曲と乙曲の対応する音の高さの一致する程度を数量的に分析し、乙曲の全一二八音中九二音(約七一〇%)が甲曲の旋律と同じ音であることを重視している(別紙3・4参照)。なお、別紙3は音の高さの一致する部分(以下「連続部」と表記)を緑色に、異なる部分を黒色にしてある。別紙4では異なる音のうち最も長い音が引いてある。楽曲の複製権または翻案権侵害訴訟においては、音は音符で表すことが可能なため、他の著作物の場合と異なり、数量的分析が比較的容易にできる。

但し、翻案権侵害の判断基準は、表現上の本質的な特徴を直接感得できるか否かであるから、数量的分析という客観的な判断手法を全面的に採用すべきかは議論の分かれどころであろう。この点は裁判所も十分認識しており、「もとより、楽曲の表現上の本質的な特徴の同一

性が、このような抽象化された数値のみによって図り得るものではないことはいうまでもない」と留保をつけながらも、「上記のような形式的、機械的な対比手法によつて得られた数字が示す甲曲と乙曲との旋律の音の高さの一致の程度は、旋律の類似例として本件の主張立証中に数多く現れている他のいかなるものと比較しても、格段に高く、むしろ、原曲とその編曲に係るものとして公表されている楽曲と同程度であるといふことは、看過することのできない一つの事情と解される」と判断し、両曲の同一性を示す重要な事実として認定している。Yが反証として挙げた楽曲の類似例中、音の高さの一一致率が最も高いものでも約四〇%であった。本判決が甲曲と乙曲の音の一一致率の高さに注目するのもうなづけるところであろう。

これは楽曲を音の高さで対比するという数量的分析を採用した初めての裁判例であり(一審においても原告は画曲は二%である旨を主張したが、裁判所)、大きな意義を持つものである。但し、この手法を採用する場合は、創作的な表現以外の部分を含めて数量的分析を行わないように注意しなくてはならない。前述したように、あくまでも著作権の保護の対象は創作的な表現部分だけだからである(但し、依頼性の証明として)。

上記の数量的分析において注目すべきは、譜割りの相違を考慮していない点である(別紙4)。たとえば、フレーズB(ドドファーフアフアフアフアソラソーーーー)とフレーズC(ドドファーフアフアフアララソフアソーーーー)の対比において、傍線部のみを相違部分とし、フレーズBの三音目のアの付点四分音符一音とフレーズCの三音目からのアの八分音符三音は同じとみなしている。確かに譜割りを変えると楽曲の感じが異なることはあるが、全音符を一六分音符で細かく刻んだり、シンコペーションをつけるなど、大幅な譜割りの変更ではない限り、音の高さのみで比較するこの方法は有

効であろう。

(2) 本判決では、旋律の対比において詳細な検討を行つてゐるが、旋律の比較方法として、最初に同一部分を、次に相違部分を検討し、その上で同一性について判断している。

まず同一部分については、(1)各フレーズの最初の三音以上と末尾の音及び強拍部の音が全く同一である(乙曲例外)フレーズd)を除く)、(2)そのため、楽曲全体の起承転結の構成が酷似している、(3)ほとんど同一といふべき旋律が二二一音にわたって(全体の三分の一以上)連続して存在する、(4)甲曲と乙曲は音の高さの一一致率が約七一%にも及んでいると認定した。

次に相違部分については、フレーズa「導音を排した旋律という新たな創作的な表現が加わった」、フレーズb「導音の有無に係る上記ア(フレーズaの部分)におけるほどの異なる格別の印象を生じるとは認められない」、フレーズc「甲曲が有しない格別の創作的な表現を付け加えるものといふことはできない」、フレーズd「乙曲が反復二部形式を採用したことによる相違に過ぎない」と創作的表現の附加の有無の観点から相違点を分析し、結論において、「旋律の相当部分は実質的に同一といい得るものである」として、一部のフレーズに新たな創作的な表現が附加されたとしながらも、その他の多くの部分は同一性が認められるとした。

本件では旋律の対比において、各フレーズの連結部や強拍部等、配置される音の意味を考慮して分析が行われている。この手法はこれまでの裁判例に見られなかつたものであり、高く評価されよう。一方、本判決は、フレーズaを新たな創作的な表現が加わつたものとしているが、疑問である。このフレーズはあまりに単純なものであり、ありふれた表現だと思う。導音を排したからといって、必ずしもフレーズに創作的な表現が附加されるわけではない。本判決はこのフレーズの創作性を過剰に評

化は旋律の流れに変化をもたらさない。したがって、本判決の理解は正当であり、それを初めて明示した判旨は大きな意義を持つものである。

(4) 本判決では、両曲の旋律の対比において、フレーズ a の「導音シの有無の点は、乙曲のみが有する新たな創的な表現を含むものとして軽視することはできないものの、量的にも、質的にも、上記の共通する旋律の組立てによつてもたらされる支配的な印象を上回るものではないというべきである」とし、旋律の一部に創的な表現が加えられた事実は認められるものの、「旋律に着目した全体的な検討としては、両曲は表現上の本質的な特徴の同一性を有するものと解するのが相当である」と結論づけた。基礎旋律が変更されていない本件においては、当然帰結であろう。

3 和声その他の要素について

本判決は、甲曲の表現上の本質的な特徴が主として旋律の全般的な構成にあるとしながらも、「甲曲は和声等を含む総合的な要素から成り立つ楽曲であるから、最終的には、これらの要素を含めた総合的な判断が必要となるというべきである」とし、和声、リズム、形式といった他の要素を同一性の減殺事由として考慮している。

甲曲は、基本三和音によるコードで構成される曲であり、非常にシンプルな和声進行でできている（参照1）。一方、乙曲は、細かい経過和音と分数コードを多用しており、使用している和声の種類も數も圧倒的に甲曲を上回っている（参照2）。しかしながら、本判決はこれらの相違をもつとしても、「両曲の表現上の本質的な特徴の共通性を上回り、その同一性を損なうものということはできない」と判示した。

本件のような表現上の本質的な特徴が、主として旋律にある楽曲の同一性的判断において、和声やリズム等、旋律以外の要素を減殺事由として考慮するか否かは、大変悩ましい問題である。通常の楽曲は、旋律・和声・リ

ズムという三要素から構成されるものであるが、旋律だけでも独立した著作物として成立する。したがって、原告著作物の旋律を被告作品から直接感得することができるれば、編曲権の侵害となるのだから、他の要素を考慮する必要はないという解釈は成立立得る（*Calhoun v. Publishing*, 298 F.3d 1228 (11th Cir. 2002)）。しかしながら、通常の楽曲は旋律と共に作曲者によって和声やリズムが指定されており、作曲行為においてこれらの選択も重要な創作要素として一般に認識されているのも事実である。同じ旋律でも和声やリズムの選択の相違によつては曲想や曲調が変わってしまうため、これらの指定は重要な作曲行為の一つとして位置付けられているのである。したがって、著作権侵害の判断の際にはこれらの要素すべてを考慮しなければならないだろう。

但し、旋律に比べて和声やリズムの位置付けは低いものとなるので、旋律に同一性が認められる場合、和声やリズムの相違によつてその同一性が損なわれることは、特別な場合を除いて、ほとんどないものと思われる。特別な場合とは以下のようないい例である。旋律がある程度類似している A 曲と B 曲があるとしよう。A 曲は四分の三拍子で短調、複雑な和声を使っており、B 曲は四分の四拍子で長調、和声も単純なものだとすると、その曲調や曲想はかなり異なるものとなり、A 曲を聴いた人が B 曲を聴いても A 曲の表現上の本質的な特徴を直接感得できない可能性がある（*Repp v. Lloyd Webber*, 947 F. Supp. 105 (S.D.N.Y. 1996)）。もちろん、これは稀な例であるし、旋律がまったく同一であれば、いかに和声やリズムが異なるても、通常は表現上の本質的な特徴が直接感得されよう。

やや専門的な話になるが、和声やリズムは旋律に依存して付けられるものなので、キーとなる調と旋律の構成によつて大きな制約を受ける。これらの関係は、密接関連性や相互依存性と表現することができよう。したがって、旋律が特定されれば、和声の選択の幅は無限ではなく

く、かなり狭いものとなる。和声の比較に際して注意すべきは、和声の派生形であるテンションノートの付加や分数コードさらには経過和音等を、差異が低度のものと認識しなければならないことである。たとえば、甲曲のフレーズ A (E-B,-E) と乙曲のフレーズ a (D-G/A-D-G/D-D) を比べれば、一見するとフレーズ a の方が複雑な和声が多く使われているように思えるが、両者を聴き比べるとそれはこの違いはない感じるだろう。これは、フレーズ a に使用されている和声がフレーズ A の和声の派生形だからである。和声の種類や数のみで比較するのではなく、元の和声と置換された和声との関係にも留意する必要がある。

四 依拠性について

依拠性の証明責任は、権利を主張する原告が負うものと解するのが一般的であるから、被告が依拠を認めている場合や被告作品に原告著作物と同一の誤字、脱字等がある場合等の特別なケースを除いて、通常、原告は依拠性の証明に苦労することとなる。

本件では依拠の事実を基礎付けるための間接事実として、X₁ は①甲曲は昭和四一年から昭和五五年にかけて、ブリヂストンのテレビ CM においてテレビ放送された、②甲曲は多数のコマーシャルソング集や歌集に掲載されている、③甲曲は多数の音楽教科書に継続的に掲載されている、④甲曲をパートナーの一つでシングル盤を発売している歌手と Y₁ が長年にわたり親しく交際している、⑤Y₁ は甲曲発表後ブリヂストンの社歌を創作している、⑥乙曲には甲曲との顕著な類似性が認められることが等を挙げている。

これだけの間接事実を証明できるのは、紛れもなく甲曲が多くの日本人に知られている有名な楽曲だからである。本判決も「甲曲が昭和四一年に公表されてから長く、歌い継がれて大衆歌謡なし唱歌としての地位を確立し、昭和四〇年代から乙曲の作曲時である平成四年にか

けての時代を我が国で生活した大多数の者によく知られる著名な楽曲である」と、甲曲が著名な楽曲であることを認定している。この点が依拠性は認められないとした前掲注（1）最判「ワン・レイニー・ナイト・イン・トキヨー事件」との大きな相違点である。

X₁ は間接事実として挙げていないが、依拠性の証明として、この他にレコードの売上枚数、たとえば一〇〇万枚売れたとか（*Arstein v. Porter*, 154 F.2d 464 (2d Cir. 1946)）、ヒットチャートの一位になったとか（*ABKCO Music, Inc. v. Harringtons Music, Ltd.*, 508 F. Supp. 798 (S.D.N.Y. 1981)）、あるいは著作権使用料による収入も間接事実として有効であろう。

Y₁ はこれに対して、依拠性を否定するためには、不知であることの具体的な理由の説明や独立創作の抗弁をしなければならないが、具体的には甲曲が流行っていた時期に海外で生活していたとか、独立創作の過程を第三者が見ていたり、テープに収録していた（*Selle v. Gibb*, 567 F.111 (N.D. 1983)）等の事実を証明するしかないだろう。これだけの著名な楽曲の不知を証明することは困難と言わざるを得ないが、逆に知らないはずはないとの推定が働いているので、不知の証明を課すこと自体は不當ではない。

五 編曲権侵害による損害額について

X₂ は、編曲権侵害による損害賠償として、著法一一四条二項の相当対価額の支払を求めており、本判決はこの主張に対し、乙曲の著作権（歌詞を含む）は JASRAC が管理していることから、JASRAC からの分配額（分配保留額を含む）を基準として、損害額を算出していいる。その際、作詞者と編曲者の取分を JASRAC の著作物使用料分配規程の分配率に準拠して算出し、これらを分配額から控除している。音楽著作物の関係権利者としては、作詞者、譯詞者、作曲者、編曲者、音楽出版者が挙げられるが、本件のように各権利者の取分を算出する場合は、JASRAC の上記規程を参考するのが適当である。なお、本判決は乙曲の著作権を管理する音楽出版社の取分を考慮していないが、当該音楽出版社は X₂

と契約関係にないので当然である。

本判決は、賠償額の算出に際し、JASRAC の管理手数料を控除すべきだとする Y₁ の主張を退け、さらに放送使用料と放送用録音使用料について、JASRAC が実務上採用している包括使用料方式（ランケット方式）ではなく、一曲一回当たりの使用料を積算する方式（曲別方式）で計算すべきだとする X₂ の主張を受け入れた。

平成一二年一〇月一日に著作権等管理事業法が施行されるまでは、いわゆる仲介業務法により JASRAC が唯一の音楽著作権の仲介団体であり、X₂ のような音楽出版者が著作権使用料の徴収業務をすることができなかつた。Y₁ の主張はこの点を捉えたものであるが、判旨の通り、平成一二年法改正により著法一一四条二項の「通常」の文言は削除されており、Y₁ が主張する管理手数料の控除は適切ではない。また、JASRAC によるランケット方式の採用は、あくまでも特定使用者との契約に基づくものであり、曲別方式の使用料規程が存在する以上、曲別方式による損害額の計算には何ら問題はない。したがって、本判決の判断はどちらも妥当なものであるといえよう。

ここで実務上の問題点を一つ指摘しておこう。X₂ のように曲別方式による損害額の算定を主張する場合、乙曲がどのテレビ局やラジオ局で何回放送されたかが問題となる。JASRAC は、レコード放送の場合、標本抽出（サンプリング）によって使用実績を調査しているので、実際の放送実態を把握していない。したがって、X₂ は乙曲がテーマ曲として採用されたテレビ番組での放送実績しか証拠として挙げていないが、実際は他のテレビ番組やラジオ番組で複数回放送されたものと思われる。曲別方式を主張すると、これらの不明な放送分に対する使用料相当額は原則として認められないことになるので、損害額請求の主張に際しては十分に留意する必要がある。但し、平成一二年法改正により、損害額を立証す

るために必要な事実の立証が極めて困難なケースにおいて、裁判所は口頭弁論の全趣旨と証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができるようになつた（著法一四条四項）。したがって、本条を適用すれば判明された事情に基づく損害額の認定は可能である。

六 本判決に対する評価と疑問点

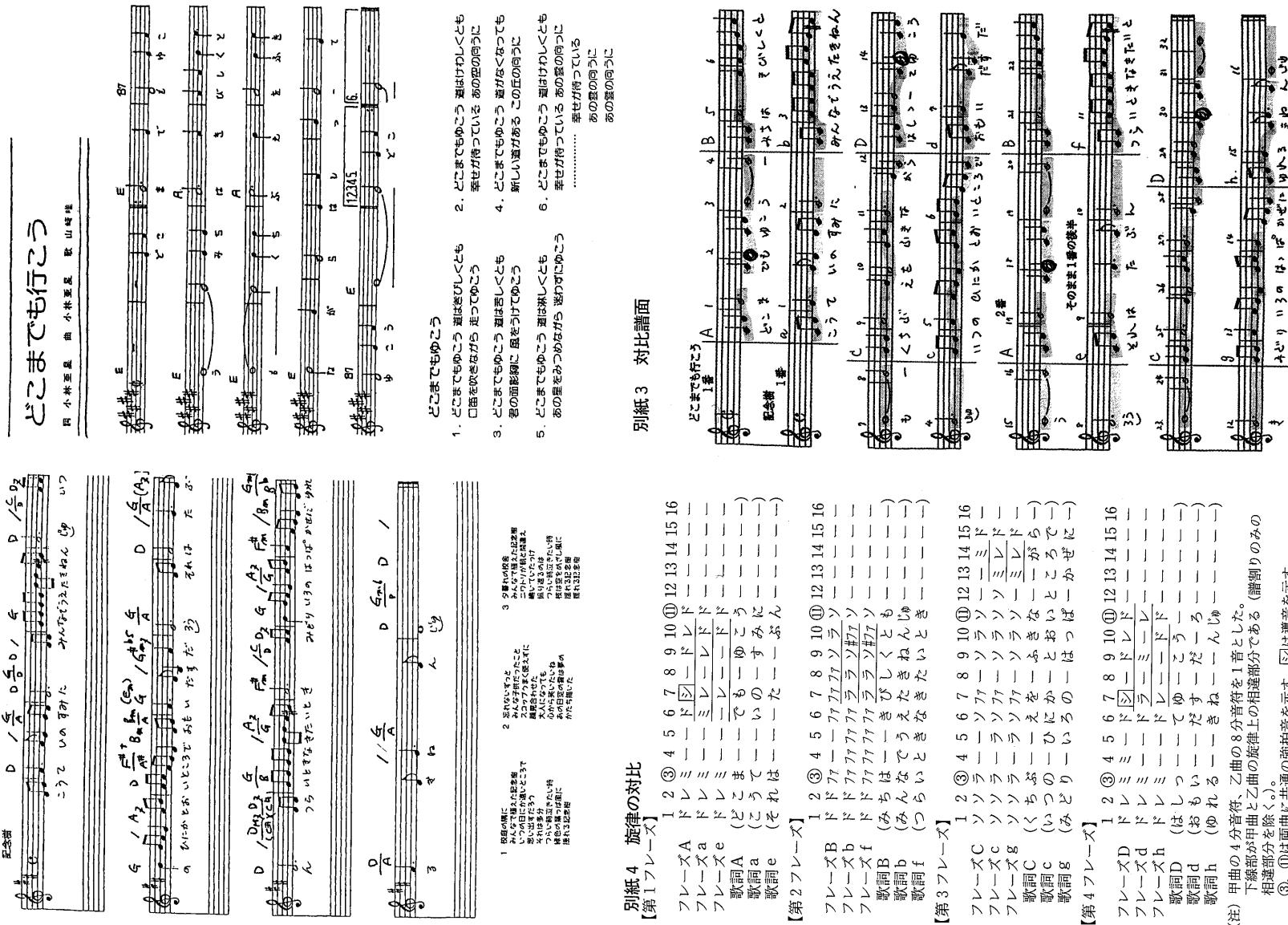
本判決は、両曲の詳細な比較検討の結果として、「乙曲は、その一部に甲曲にはない新たな創的な表現を含むものではあるが、旋律の相当部分は実質的に同一といい得るものである」と判示し、Y₁ が乙曲を作曲した行為は甲曲を原曲とする編曲と認め、Y₁ の当該行為は X₂ の編曲権を侵害するものであるとした。前述した通り、当該判旨の前段は賛成しかねるが、後段は大いに評価したい。本判決は、両曲の対比について的確かつ高度な分析を行つており、一部の判断には若干の不満は残るもの、総体的に優れた内容であるといえよう。

なお、本判決に関する疑問点を二つほど挙げておこう。

第一に、控訴人が控訴審において主張を変更したので仕方ないが、本件は複製権侵害が認められるべき事案ではなかつたかといふことである。前記判旨の通り、本判決は「旋律の相当部分は実質的に同一といい得るもの」と明言しており、さらに付加された創作的表現が微小なものとなれば尚更である。

第二に、楽曲の一部に創作的表現を付加すると、楽曲全体が一次的著作物になるのかといふことである。この理に従えば、小説のプロローグやエピローグだけを翻訳したり、児童向けにリライトすると、全体が一次的著作物といふことになるが、果たして妥当な結論であろうか。本判決は、Y₁ による乙曲の和声の配置に創作性を見出したといふことかも知れないが、明示していない。このことからも、本件はやはり複製権侵害の事案ではないかといふ意を強くするのである。

第三に、本判決は Y₁ が X₂ の意に反して甲曲を改変した



別紙4 旋律の対比

乙曲を作曲した行為は「X」の同一性保持権を侵害するものであるとして、全面的にこれを認めていたが、どの部分の改変が同一性保持権の侵害となつたかについては明示していない。Yは甲曲に対し、旋律・和声・リズムの変更を行つてはいるが、その内のどの部分の変更が編曲で、どの部分の変更が同一性保持権の侵害となるのか、詳細な説明をするべきであつただろう。

本判決は、同一性の判断において「旋律・和声・リズム」すべてを比較検討している。この理によると、これらを著作者の意に反して「編曲」とは認められない微細な改変をした場合は、同一性保持権の侵害となるが、和声やリズムの微細な改変も侵害となるのであろうか。著法二〇条二項四号が規定するやむを得ないと認められる改変との関係からも、また音楽業界特有の権利関係からも、その意義界線の画定は大変重要なところである。

七 最後に

本件の控訴人側の楽曲（甲曲）は、判決文にもあるように、著名な楽曲であり、大多数の日本人に知られているものである。その曲とこれまでに類似している乙曲がYによる創作として公表されたことは音楽業界関係者として驚きであった。評論者が最も疑問に思った点は、レコード会社やテレビ局、音楽出版社ら多数の関係者が乙曲のソニード化に関わったはずであるのに、発売に際して異議を唱えた者がいなかつたのかということである。レコード会社のティレクターやプロデューサーのすべてに対して高度な音樂的素養を求めるべきではないかも知れないが、少なくとも著名な楽曲に類似している作品が作曲者から提供された場合、関係者間で採用の可否について慎重かつ十分な議論すべきだろう。音楽業界関係者の一人として、自戒の念を含めて、強く思う次第である。なお、JASRACは最高裁の上告棄却を受け、平成一五年三月二三日をもって、乙曲の管理を取り止めたことを付言しておこう。

(一) 旧法下の事件として、東京地判昭和九年四月一四日法律新聞三六八六号五頁「夢は涙か思い出か事件」、最判昭和五三年九月七日民集三二巻六号一一四五頁「アント・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」、現行法下の事件として、東京地判昭和五四年六月二九日最新著作権関係判例集第二集山一七四頁「パンジュー」の歌事件)、東京地判昭和五八年六月二〇日判時一〇八三号一四三頁「同期の松事件」等が

(2) アメリカの裁判ではどの分析方法を採用している (*Selle v. Gibb*, 567 F. Supp. 1173 (N.D. Ill. 1983))。

(3) 参考までに評訳者が調べたところ、前掲景判「ワン・レイニー・ナイト・イン・トキヨー事件」の両曲の音の高さの一一致率は、オクターブ違いも同一音とした場合、三部形式中、第一部分が六四音中四一音（約六四%）、第二部分が六四音中一六音（二五%）、第三部分が三二音中二〇音（六二・五%）、全体では一六〇音中七七音（約四八%）であった。

(4) 乙曲の歌詞は三コラスから構成されているが

(別紙2参照)、コーラスによつてフレーズの字数が異なるところがある(特に第三フレーズの部分)。そのため、同じフレーズでもコーラスが違うと、譜割りが異なることとなつてゐる。これは譜割りが歌詞に依存していることから生じるものであるが、このことからも譜割りの相違を低度のものと解しなければならないことが分かるだろう。

(6) JASRACは、民放テレビ放送の場合、三ヶ月間に一週間のサンプリング調査を行っている。

(7) 音楽業界においては、一般的に、著作者は著作権を音楽出版社に譲渡し、音楽出版社は、翻訳権・

(8) A S R A Cに信託譲渡している。

三四 犯行当時の被告人の是非弁別
能力は著しく減弱していく
し、その行動制御能力は完全
に失われていたものと疑うべき合理的な理由があるから、
本件犯行は心神喪失者の行為
であるとして無罪を言い渡し
た事例

富山大学助教近藤和哉

(殺人被告事件、名古屋高裁平一一五二二二号、平時報九月一七六六五年五号一部判決、破棄自判(確定)、判例一四九頁)

〔事実〕 被告人（当時三六歳）は、被告者である母親A（当時六〇歳）と父との間に長男として生まれたが、被告人が四歳の時に父が自殺し、以後はAに養育された。大学中退後の昭和六〇年頃、織維会社に就職し、結婚して二女をもうけたが、音のノイローゼに悩まされて退職、徐々に定職から離れるとともに奇異な行動をとりはじめ、これらが原因となって、平成三年には離婚に至った。被告人は、このころから、幻聴・幻覚等の病的体験を訴えるようになり、同年末にはアーバン精神病院に入院したが、入院治療・服薬に必ずしも満足的ではなく、以後、本件直前までの七年弱の間に病的体験の悪化による入院・対解に至らないうちの毎回を一〇回反復した。

平成一〇年九月二九日、被告人は甲野精神病院（二回目以降の入院先）を退院したが、まもなく服薬を中心とし、幻聴、思考の混沌、幻覚に起因する剃髪等の異常を示していた。そして、犯行当日の同年一〇月一六日夜、被告人は自宅二階で寝ていたが、階下の物音で目覚めて一階に下りていき、台所にいたAと激しい口論となつて同人の頭を室内の主にぶつけた暴行を加え